

令和7年度 第1回 船橋市社会福祉審議会

(令和8年6月17日作成)

開催日時	令和8年3月27日(金) 13:30 ~ 15:00		
開催場所	市役所本庁舎9階第1会議室及びオンラインによるハイブリット形式		
出席者	大塚 正久委員、尾木 修介委員、小出 正明委員、郷地 英二委員、小島 千鶴委員、佐瀬 俊道委員、佐藤 有香委員、杉川 浩委員、杉山 宏之委員、鈴木 章浩委員、恒松 珠美委員、中原 美恵委員、早川 淑男委員、藤平 崇志委員、星 誠一郎委員、松崎 総一委員、松崎 泰子委員(委員長)、松本 歩美委員、三浦 みどり委員、宮川 一郎委員、茂木 健司委員、渡邊 章委員、渡邊 千代美委員 以上23名		
	事務局(福祉政策課): 課長、課長補佐、係長、主任主事2名、主事		
	その他: 健康福祉局長、福祉サービス部長、保健所理事、こども家庭部長、地域福祉課長、障害福祉課長、健康危機対策課長、こども政策課長、児童相談所開設準備課長		
欠席者	大野 地平委員、音島 昇委員、上村 麻郁委員、川村 実委員、島貫 奈津子委員、高橋 強委員、田中 紀代美委員、筒井 勝委員、中村 順哉委員、長谷川 かおる委員、山下 江梨子委員 以上11名		
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開 (非公開理由:)		
傍聴者数	0名		
問合せ先	船橋市健康福祉局福祉サービス部福祉政策課総務係 電話 047(436)2384 メールアドレス fukushiseisaku@city.funabashi.lg.jp		
会議記録		要約した理由	

<p>事務局（福祉政策課長補佐）</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 開会に先立ちまして、事務局よりご連絡いたします。 本日はオンラインとのハイブリッド形式となります。 はじめに、ご発言の方法について説明させていただきます。 会議室にご参集の委員並びに市職員は、発言の際に挙手等でお知らせください。 委員長から、誰々委員にお願いしますと言われた後に、ご発言をお願いいたします。 ご発言には、お手元のマイクを使用させていただきます。 スイッチを押していただきますと、赤いランプがつき、マイクがオンになります。 発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。 次に、オンラインでのご参加の委員の皆様におかれましては、ご発言の際は、挙手ボタンを押していただくか、チャットでご発言の旨をお知らせください。 委員長から、誰々委員お願いしますと言われた後に、ご発言をお願いいたします。 発言される方、皆様にお願ひさせていただきたいのですが、発言の都度お名前をおっしゃっていただき、その後にご発言くださいますようお願いいたします。 また、手話通訳者の方がおりますので、発言のスピードには、ご配慮をお願いいたします。 次に、配付資料の確認をいたします。 事前に資料を送付させていただきましたので、オンラインでご参加の委員もお手元の資料の確認をお願いいたします。 まず次第です。続きまして、 資料３－１－１ 民生委員審査専門分科会委嘱状況について 資料３－１－２ 民生委員審査専門分科会開催状況について 資料３－２－１ 身体障害者福祉専門分科会審査部会開催状況について 資料３－２－２ 指定医師数・指定自立支援医療機関数 資料３－３－１ 船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の決議報告について 資料４－１－１ 船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（報告） 資料４－２－１ 市児童相談所及びこども家庭センターの設置について 資料４－３－１ 船橋市こども計画概要版 資料４－３－２ 船橋市こども計画やさしい版</p>
----------------------	---

	<p>資料４－４－１ 船橋市児童福祉審議会の設置について 資料４－５－１ 船橋市社会福祉審議会条例の改正について 資料５－１－１ 船橋市社会福祉審議会運営要綱の改正について 資料５－１－２ 船橋市社会福祉審議会運営要綱（改正案）</p> <p>また、当日資料として、席次表及び資料４－３－３として船橋市こども計画を皆様の机に置いております。オンラインでご参加の皆様には事前にメールでお送りしております。</p> <p>以上となりますが、全て揃っておりますでしょうか。</p> <p>次に、会議の公開につきましては、船橋市情報公開条例及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、当審議会も原則公開になります。</p> <p>委員の皆様が発言内容について、会議録を作成し、お名前も含めて、市ホームページ、行政資料室で公表いたします。</p> <p>そのため、本日の会議を録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者はございません。</p> <p>本日は、会場でのご参加が１６名、オンラインでのご参加が７名、計２３名の委員にご参加いただいております、３４名中２３名の出席となることから、船橋市社会福祉審議会条例第５条第３項の規定である過半数以上の出席となり、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、船橋市社会福祉審議会条例第５条第１項の規定により委員長が議長となりますことから、松崎委員長に議事進行をお願いいたします。</p> <p>松崎委員長、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、かしこまりました。</p> <p>委員長の松崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これから令和７年度第１回船橋市社会福祉審議会を開催いたします。</p> <p>それでは、お手元に配付いたしました資料に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>次第の３．分科会の決議報告に入ります。</p> <p>最初に、民生委員審査専門分科会から報告をお願いいたします。</p> <p>民生委員審査専門分科会の会長をしております早川でございます。それでは、民生委員審査専門分科会の決議報告をいたします。報告に先立ちまして、本分科会について説明させていただきます。民生委員・児童委員の任期は３年となっており、３年に一度、一斉</p>
松崎委員長	
早川委員	

松崎委員長

改選を行っております。直近の一斉改選時期は、令和7年12月でございました。

一斉改選後も民生委員・児童委員の欠員が生じている地区があるため、一斉改選年度以外でも随時、各地区から推薦があった場合には、本分科会を開催して、民生委員の適否に関する事項を審議しております。

まず、民生委員・児童委員の委嘱状況についてご報告させていただきます。

資料3-1-1をご覧ください。

令和8年3月1日現在、区域担当民生委員・児童委員が659名、主任児童委員が54名、船橋市の民生委員・児童委員として現状委嘱されております。

民生委員・児童委員全体では、一番下の欄にございますとおり、定数が795名のところ、委嘱者数が713名、欠員数が82名となっております。

民生委員・児童委員の委嘱状況についての説明は、以上でございます。

次に、資料の3-1-2をご覧いただきたいと思います。

民生委員審査専門分科会の開催状況をご報告させていただきます。

令和7年度は2回開催いたしました。

令和7年8月25日の第1回会議では、区域担当民生委員・児童委員641名と、主任児童委員52名を審査の結果適任と認めまして市長あて答申をいたしました。

令和8年2月6日の第2回会議では、区域担当民生委員・児童委員21名と主任児童委員2名を審議の結果適任と認め、同じく市長あて答申をいたしました。

以上、民生委員審査専門分科会の決議報告を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

ありがとうございました。

ただいま、民生委員・児童委員の選任についてのご報告をいただきましたが、何かご質問はありますか。

この民生委員制度というのは、戦前にドイツの制度が非常に良い制度だということで日本が取り入れて、ずっと続けてきて現在に至っているのですが、ドイツではもうなくなってしまったのですけれども、素晴らしい制度だと思います。

地域住民の方が地域の皆さんのためにですね、率先してボランティア活動をやっているわけです。いろんな相談が舞い込んで

<p>渡邊章委員</p>	<p>くるということは聞いております。</p> <p>民生委員の高齢化ということも一つ大きな問題になっているのですが、できるだけ若い人が民生委員のなり手として手を挙げてもらえるような地域になっていただきたいと思います。</p> <p>それでは質問がないようでしたら、次に進めさせていただきます。</p> <p>それでは次に、身体障害者福祉専門分科会及び審査部会の報告をお願いいたします。</p> <p>植草学園大学の渡邊でございます。</p> <p>私は身体障害者福祉専門分科会長を務めております。</p> <p>それでは、身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会につきまして、ご報告させていただきます。</p> <p>まず、専門分科会の審議事項は「身体障害者の福祉に関する事項を調査及び審議すること」でございます。</p> <p>次に、審査部会の審査事項は「身体障害者手帳申請のための診断書を交付する医師に関する事項」「指定自立支援医療機関に関する事項」「身体障害者の障害程度に関する事項」でございます。</p> <p>前回の社会福祉審議会にてご報告以降、専門分科会の開催はありませんでしたが、審査部会については4回開催しております。</p> <p>それでは、審査部会の決議内容につきまして、身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会委員でもあります船橋薬剤師会長の杉山先生からご報告をお願いいたします。</p>
<p>杉山委員</p>	<p>船橋薬剤師会の杉山でございます。</p> <p>資料3-2-1「身体障害者福祉専門分科会審査部会開催状況について」をご覧ください。</p> <p>資料1枚目から4枚目において、令和7年度第1回から令和7年度第4回の計4回の審査部会につきまして、市長から諮問のあった審議内容及び市長に答申を行った審議結果を会議ごとにお示ししております。それぞれ承認を行った件数等につきましては、説明を省略させていただきます。</p> <p>資料3-2-2「指定医師数・指定自立支援医療機関数」の「身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師数」をご覧ください。</p> <p>これは、これまで審査部会にて承認を行った市内医療機関における身体障害者手帳申請のための診断書を交付する指定医師数でございます。</p> <p>令和8年3月1日現在で132医療機関、453人が指定医師となっております。</p> <p>続いて「障害者総合支援法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関数」をご覧ください。</p>

<p>松崎委員長</p>	<p>これは市内における自立支援医療、更生医療と育成医療の指定医療機関数でございます。</p> <p>令和8年3月1日現在の医療機関数は、病院が17件、薬局が126件、訪問看護事業者は28件となっております。以上で報告を終わります。</p> <p>ただいま身体障害者福祉専門分科会及び審査部会についてのご報告がございました。</p> <p>これに対して何かご質問はありますでしょうか。</p> <p>特にないようですので、続きまして、児童福祉専門分科会から報告をお願いいたします。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>児童福祉専門分科会長の佐藤でございます。</p> <p>これから児童福祉専門分科会についてご報告いたします。</p> <p>まず、お手元にある資料3-3-1、右上の四角のところに「船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の決議報告について」とある資料をご覧ください。</p> <p>今年度開催されました児童福祉専門分科会は、令和8年2月13日に開催した令和7年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の1回でございます。</p> <p>議題は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門分科会長および専門分科会長職務代理者の選任について 2. 保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について 3. 船橋市児童福祉審議会の設置について 4. 船橋市こども計画（案）について 5. 市児童相談所及びこども家庭センターの設置について 6. 5歳児健康診査について（新規事業） <p>でございました。</p> <p>それでは、議題の1点目からご説明を差し上げます。</p> <p>議題の1点目「専門分科会長及び専門分科会長職務代理者の選任について」では、委員の互選により、専門分科会長に私、佐藤が選任されました。</p> <p>また、専門分科会長職務代理者は、専門分科会長が指名することとされておりますことから、上村委員を指名させていただきました。</p> <p>議題の2点目「保育所・幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」では、担当課より、施設及び事業11件を認可したい旨の提案があり、審議の結果、これらについて、市長が認可することを適当とする意見といたしました。</p> <p>続きまして、議題の3点目「船橋市児童福祉審議会の設置について」</p>

	<p>では、担当課より、来年度7月の児童相談所設置に伴い、新たに船橋市児童福祉審議会を設置することとし、これまでの社会福祉審議会児童福祉専門分科会を廃止し、児童福祉審議会でその調査審議事項を引き継ぐ旨の報告がありました。</p> <p>続いて議題の4点目「船橋市こども計画（案）について」では、担当課より、計画の概要について報告がありました。</p> <p>議題の5点目「市児童相談所及びこども家庭センターの設置について」では、担当課より、市児童相談所の概要と、令和8年度から市役所本庁舎内にこども家庭センターを設置することについて報告がありました。</p> <p>議題の6点目「5歳児健康診査について（新規事業）」では、担当課より、令和8年度から新たに5歳児健康診査を実施することについて報告がありました。</p> <p>以上、児童福祉専門分科会の報告になります。</p>
松崎委員長	<p>ただいまのご報告について、何かご質問はありますでしょうか。</p> <p>制度的には非常に大きな変革になります。この社会福祉審議会とは別に、児童福祉審議会ができるので、仕事を分けることになると思います。審議については、児童福祉審議会で行うことになると思うのですが、社会福祉審議会では今後は子どもの問題や家族の問題などは、ご報告いただけないということになるのでしょうか。</p>
福祉政策課長	<p>福祉政策課長でございます。</p> <p>後ほど詳しくご説明いたしますが、今回の改正で社会福祉審議会に含まれておりました児童福祉の部分削除してしまいますので、基本的には分離されて独立するという観点でお願いいたします。</p>
松崎委員長	<p>わかりました。新しい船橋として、児童相談所ができて、こども家庭センターという受け皿もできて、非常に子育てしやすい市になっていくだろうと思います。大いに期待したいと思います。</p> <p>それでは次に進みます。</p> <p>次第の4. 報告・説明事項に入ります。「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」、健康危機対策課から報告をお願いいたします。</p>
健康危機対策課長	<p>保健所健康危機対策課です。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>資料4-1-1についてご説明させていただきます。「船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について」です。</p> <p>「1. 計画の概要」です。この計画は、新型インフルエンザなどの</p>

感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策、行動を示すものです。

「2. 改定の経緯」です。平成24年に成立しました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、本市は平成26年に計画を策定し、その後、平成29年に改正しています。新型コロナウイルス感染症が流行いたしまして、その対応ですとか、これまでに関連する法改正なども踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、それ以外のものも含めた、幅広い感染症による健康危機に対応できる社会を目指すということで、令和6年7月に国の計画が、令和7年3月に県の計画が改定されたことから、本市の船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画についても、この令和8年2月に改定を行いました。

続いて、「3. 改定のポイント」です。改定のポイントは、3番目と4番目に挙げているのですが、3番目がまず国・県と共通している改定のポイントになります。

3点ほどございます。まず、「①平時の準備の充実」では、県などの関係機関との情報共有、訓練などの実施をとおして連携を強化していく、新型コロナウイルス感染症では、応援体制や業務の運営体制の構築にかなりの時間を要しましたことを踏まえ、迅速かつ柔軟な応援体制をあらかじめ整備しておく、また、保健所の人員の対応能力向上のために研修や訓練を実施する、高齢者施設などにおける感染対策に係る研修などの支援を実施するといった内容となっております。

「②幅広い感染症に対応する対策と状況の変化による対策の切替え」です。新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭において、長期的に複数の波がくるということも想定した対策となっております。また、ワクチンや治療薬の普及などの状況の変化に応じ、柔軟かつ合理的に対策を切替えるという形になっています。

「③対策項目の拡充と横断的視点の設定」です。新型コロナウイルス感染症対応で課題となりました項目を中心に、対策項目をこれまでの6項目から10項目に拡充しております。また、13項目に対して横断的に取り組むための視点、例えば、DXの推進や人材の育成などを設定しております。

国・県と共通した改定のポイントは、以上です。

次に、市独自の改善のポイント3点を説明いたします。

まず①が、宿泊療養施設の確保です。市として宿泊療養施設を確保

	<p>する場合、関係団体と協議を行いまして、まず、重症化リスクが高い家族がいる際に隔離型の宿泊施設とするか、医療機関との提携型の宿泊施設とするか、そういったことを検討することを明記しております。</p> <p>次に②、緊急時における対応として、県の体制が整う前に、船橋管内において早期の感染拡大が生じた場合に備えて、県や関係団体と協議し、必要な施策を講じられるよう、共通認識を図ることを明記しております。医療体制の整備に当たっては、病床などを確保する医療機関への財政措置がかかせませんことから、具体的な支援策について、必要に応じ、国や県に働きかけていくことを明記しております。</p> <p>最後に③、新型コロナ対策に関する振り返りとしまして、新たな感染症発生時に市として必要な対策を講じるために参考とするために、令和6年11月に発行いたしました「船橋市新型コロナウイルス感染症対応の振り返り」の概要版を掲載しております。ページをめくっていただきまして、A3横の資料のとおり13項目の概要を載せております。その中の赤字で書かせていただいているものが、新設の項目となっております。</p> <p>4月1日から、この計画本体については、保健所をはじめ、各保健センターや出張所、公民館などに配架する予定です。また、ホームページについても掲載させていただきます。ご説明は以上となります。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>船橋市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について説明いただきましたが、これについて何かご質問はありますか。</p> <p>松本委員、どうぞ。</p>
松本委員	<p>松本でございます。</p> <p>資料の1ページ目の改定のポイントの②に新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症と書いてありますが、上に書かれている国の表現を見ると、「幅広い感染症」とあり、「呼吸器感染症」とは書かれていません。懸念するのは呼吸器感染症ばかりではなくて、過去にも天然痘やコレラなど、そういった呼吸器感染症ではない重篤な感染症も広がった歴史があるわけですし、ここは船橋市としてどのように考えていらっしゃるのかただのミスなのかを教えてくださいたいです。</p>
健康危機対策課長	<p>健康危機対策課です。</p> <p>こちらは限定した形ではなく、「呼吸器感染症などを」ということで考えております。委員がおっしゃっていただいたように、幅広い感染症と考えておりますので、申し訳ございません。よろしく願いいたします。</p>

<p>松崎委員長</p>	<p>そうですね。感染症有事体制というのは、いろいろな感染症を含めての有事体制ということだと思います。そこが限定されたように書かれていたということですね。</p> <p>その他、何かご質問はありますでしょうか。小出委員、どうぞ。</p>
<p>小出委員</p>	<p>社会福祉協議会の小出と申します。</p> <p>関連する形の質問で申し訳ないのですが、今、全国ではしかが蔓延しているとニュースで見まして、県内でも確か成田の方で患者が出たと認識しているのですが、県内ではしかの感染状況や船橋市内での感染状況、また、はしかに対して、私達が気をつけておいた方がいいことがあれば、ご教示いただければと思います。</p>
<p>健康危機対策課長</p>	<p>健康危機対策課です。委員がおっしゃっていただいたように、今はしかが出ております。市内でもプレス発表を先々週させていただいた件がございまして、1件出ております。蔓延というところまではいっておりませんが、ここへきて発生が見られるというところではございませぬ。先週、今週にかけてはこの近隣では特にそういった動きがございませぬので、落ち着いているような状況です。</p> <p>対策についてですが、今、まずはお子さんに対しての予防接種が行われており、幼児期と学齢期に2回接種をしていただいて、免疫をつけていただくという形になっております。この予防接種の制度ができてまだそんなに長い期間経っているわけではございませぬし、ここにいらっしゃる皆様方は予防接種を受けたかなというような感じだとは思いますが、我々といいますか、50代以降ぐらいの方々は、もしかしたら幼少期に既に罹患されている可能性もあるかと思っておりますので、こういった場合には免疫がついているということではございませぬ。</p> <p>とはいえ、予防接種が制度化されてきた年代と、幼少期に既に罹患している年代のちょうど狭間の30、40代の方々も確かにいらっしゃいます。そういった方々に対しては、特に東南アジアの方で流行しているということもございませぬので、海外渡航の際にはお気を付けいただくことを、市のホームページでも注意喚起をさせていただいております。あとは、ご自身がお持ちの抗体を調べて事前に知っておくということであれば、医療機関にかかっただけでいいかと思っております。以上となります。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは続きまして、市児童相談所及びこども家庭センターの設置について、児童相談所開設準備課からご報告いただきたいと思いま</p>

<p>児童相談所開設準備課長</p>	<p>す。</p> <p>児童相談所開設準備課長でございます。</p> <p>市児童相談所及びこども家庭センターの設置についてご説明させていただきます。</p> <p>児童相談所の設置でございます。船橋市では、「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」といたしまして、市児童相談所開設に向けた取り組みを進めております。</p> <p>1番の「主な経緯と進捗状況」ですが、令和3年4月に整備地および敷地面積を決定いたしまして、その後、いろいろなことを続けてまいりました。令和8年7月に開設予定というところでございます。</p> <p>2番の「現在の状況と今後の予定」でございます。</p> <p>まず、「施設整備」です。令和6年7月に建設工事に着手し、令和7年10月末までに、基礎や地上躯体工事が完了。今年3月中旬までに内装工事や太陽光発電設備のほか、各設備の試運転、各種検査も終わりました、この3月23日に引渡しを受けたところでございます。今後3か月間の開設準備期間を経まして、計画どおり令和8年7月1日の開設を予定しているところです。</p> <p>続きまして、「人材確保・育成」でございます。</p> <p>児童相談所に必要な職員は多岐・多数にわたることから、総務部と協議のうえ、開設までの計画的な配置、採用を進めるとともに、職員を他自治体児童相談所に派遣し、実務を学んでもらうなど、育成を図っております。</p> <p>現在のところ予定どおりの職員配置ができる見込みでございます。また、常勤職員として、弁護士及び精神科医の配置を予定しております。</p> <p>「システム構築」でございます。</p> <p>児童相談所開設に向け、相談記録作成など、児童相談所業務に係るシステムを令和6年度に導入しまして、令和7年3月から家庭児童相談室にて使用しております。</p> <p>当該システムは、児童の相談記録を記録できる基本的な機能に加えまして、持ち運び可能な端末 i P a d で運用することができ、外出先から記録の作成や閲覧が可能となります。</p> <p>また、チャット機能を用いまして、外出先から写真等の状況証拠を管理職等と共有することができることから、迅速かつ正確に報告・相談を行え、適切な判断・指示が可能になりました。</p> <p>現在は、児童相談所の開設に向け、里親や一時保護所に関わる業務などの児童相談所版システムへの機能拡充を行っております。</p> <p>続きまして、「里親啓発」でございます。</p>
--------------------	---

一時保護所や入所施設に代わって、児童の社会的養護を担っていただく、里親を確保するため、令和5年度より市独自で里親制度説明会を実施しております。

令和7年度は説明会のほか、新たに商業施設にて里親制度の普及啓発を目的としたイベントの実施や市ホームページ等に掲載する里親制度普及啓発用動画を作成いたしました。この動画は実際に活動している里親や里子として育った人のインタビューをメインに里親制度についてわかりやすく説明しております。

この資料の下に二次元コードがございますが、これは市のホームページの該当ページに繋がりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして、3番の「市児童相談所整備概要」でございます。

建設地は船橋市若松2丁目3番の61号、下に周辺図がございますけれども、JR南船橋駅から南口に出ただいて徒歩6分程度、ららテラスという商業施設がございまして、その一番端の奥のところでございます。敷地面積は3086.21㎡、鉄筋コンクリート造りの地上3階で、延べ面積が3615.61㎡。一時保護所もございまして、定員が32名となっております。

下にあるのが外観パースで、完成イメージ図でございます。次のページをめくっていただきますと、進捗状況ということで、まだ完成した姿ではないのですが、上の進捗状況①は、空から撮った写真でございます。下の進捗状況②は、正面入口が工事中ではありますが、進捗状況①の右側にあたる正面入り口でございます。

続きましてこども家庭センターの設置についてご説明させていただきます。

まず、1番の「こども家庭センターとは」でございます。こども家庭センターとは、母子保健に関する各種の相談に応ずる「子育て世代包括支援センター」と、児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導などの必要な支援を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として、ポピュレーションアプローチと、ハイリスクアプローチを両輪とした子育て家庭に対する相談支援を実施する機関として、改正法にて新たに位置づけられた相談支援機関でございます。

本市のこども家庭センターでは、上記の機能に付け加えまして、現在、こども家庭支援課で行っているヤングケアラー相談、ひとり親家庭相談、女性相談等のこども子育てに関する各種相談支援機能を有する相談機関として設置を予定しております。

令和8年4月1日に、市役所本庁舎内に開設を予定しております。

2番の「児童相談所との役割分担」でございます。これは児童相談所の開設が令和8年7月以降ということで、それ以降の役割分担をご

	<p>説明させていただきます。</p> <p>市の児童相談所では、虐待相談に対する対応・支援を中心に行います。また、虐待以外の理由で一時保護や措置入所、里親委託等の権限行使を伴うケースや、家庭裁判所からの送致等を含めた非行相談や療育手帳判定等の障害相談などを担当し、こども家庭センターでは、こどもや保護者に対する寄り添い伴走型の支援が必要なケースを中心に担当いたします。虐待以外の養護相談や性格行動相談、育児相談等のポピュレーションからハイリスクまで幅広い相談に対応し、虐待の未然防止の推進を図ることを想定しております。なお、こども家庭センターで対応・支援を進める中で、状況が変わっていくケース等につきましては、逐一市児童相談所と情報共有し、共通の支援方針に基づき対応するほか、一時保護等の権限行使や児童相談所による援助や診断が必要となった場合は、速やかに市児童相談所へケースを引き継ぐなど、切れ目のないシームレスな連携を行います。</p> <p>次のページが今申し上げたところの役割分担の図でございます。措置や一時保護等が必要になる重度の虐待から、ポピュレーションの部分まで様々ございますが、程度の重いものにつきましては児童相談所、こども家庭センターでは事前防止といたしまして、こちらの引き渡しにつきましては、空白がないよう連携していくこととございます。</p> <p>児童相談所開設準備課からの報告は以上でございます。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>令和8年度から新たに設置されます児童相談所、こども家庭センターについて、それぞれの役割と今後どのようにリスク対応していくかということが、かなり明確になったかと思いますが、このご報告につきまして、何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>大変期待するところは大きいかと思いますが、市役所の窓口にはハイリスクな相談もたくさん来るとお思いますので、相談を受ける方たちが専門性を持っているかということが重要だと思えます。児童相談所の役割とこども家庭センターの役割が上手く機能していくかと思えます。</p> <p>それでは続きまして、「船橋市こども計画について」、こども政策課からご報告をお願いいたします。</p>
こども政策課長	<p>こども政策課長です。</p> <p>それでは、「船橋市こども計画について」ご報告いたします。本計画については、「船橋市子ども・子育て会議」において、ご意見を伺いながら策定を進めてまいりました。このたび、船橋市こども計画を策定いたしましたので、その内容をご報告いたします。</p> <p>資料は、4-3-1「船橋市こども計画概要版」、4-3-2「船橋</p>

市こども計画やさしい版」、本日配布させていただきました「船橋市こども計画」となります。なお、「こども計画概要版」については一部訂正がございましたので、本日改めて計画書と併せて配布させていただいております。ご説明は、資料4-3-1「船橋市こども計画概要版」に従いまして行います。

それでは、「船橋市こども計画概要版」2ページをご覧ください。

第1章です。ここでは「計画策定の背景と趣旨」、「計画の位置づけ」、「計画期間」、「計画の対象」を掲載しております。この計画は、令和6年度第2回の社会福祉審議会においてご報告いたしました、現行計画「第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（以下第3計画等と申し上げます。）」の内容を整理して、再掲し、新たな要素として、こども大綱で重視される、こども・若者からの意見聴取の取り組みや、こども・若者育成支援推進法に基づく若者支援などを新たな要素として盛り込んでおります。計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間としております。

3ページをご覧ください。第2章は、「こども・若者子育て家庭を取り巻く状況」について掲載しております。船橋市の現状を示す統計データとなります。総人口は増加している一方で、0歳から11歳の人口は減少傾向にあり、4ページの合計特殊出生率も減少傾向にございます。

5ページをご覧ください。第3章は、「計画の基本的な考え方」を掲載しております。この計画は、第3期計画等の骨格を変更せず、計画の対象範囲を拡大するものであることから、「基本理念」と「基本方針」には、「全ての」や「若者」という表現を加えることで、計画の範囲を拡大しております。

基本理念については、第3期計画等では、『「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」をめざして』としていたものを、『「全てのこども・若者・子育て家庭の笑顔が輝くまち・ふなばし」をめざして』といたしました。

基本施策の1から11については、第3期計画等で掲載しているもので内容等に変更はございません。今回、あらたに「基本施策12 子ども・若者の社会参画のための環境づくり」を追加しております。

6ページ・7ページをご覧ください。

「ライフステージに応じた切れ目のない支援」です。

「こども大綱」では、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」が重要とされており、この表は、第4章の各基本施策を推進することで、切れ目のない支援を推進していくことを示しております。なお、記載の事業は代表的なものを記載したもので、すべての事業を網羅しているわけではございません。

8ページをご覧ください。

第4章「施策の展開」では、12の基本施策と横断的施策として「こどもの貧困対策」を掲載しております。基本施策1から11及び横断的施策については、第3期計画等から大きな変更はございません。

各基本施策の紙面構成は、第3期計画等から変更しておらず、お手元の概要版では、各基本施策について、現状から見える課題とその取り組みを掲載しております。本編の方では、現状や背景、現状から考える課題、施策における主な取り組みと指標、関連する取り組みを基本としています。

11ページをご覧ください。

今回新たに追加した基本施策12「こども・若者の社会参画のための環境づくり」について、ご説明いたします。この基本施策は、こども・若者を権利の主体として尊重し、社会参画の機会を確保するため、意見を聴取する取り組みを推進すること、こども・若者が自分らしく生き生きと生活できるよう、一人ひとりの状況に応じた支援を行うこととしております。

主な取り組みについては、1点目は「こども・若者の意見表明の機会の提供」です。

こども・若者自身、まちづくりの担い手であることを意識してもらい、意見表明の機会を提供することにより、こども・若者の社会参画を推進することとしています。

具体的な事業としては、こども・若者向けのパブリックコメントや、インターネットを活用した意見聴取等を実施するため、「こどもまんなか意見箱(仮)」を市ホームページ上に開設し、適宜、こども・若者の意見を募集する仕組みを整えたところです。

2点目は、「こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援の充実」です。

多様化するこども・若者の困難な事例に対応するため、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。社会全体でこども・若者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるための普及啓発に取り組むとともに、悩み、不安を相談することができる体制づくりに努めることとしております。

最後に12ページをご覧ください。

第5章「計画の推進」です。本計画は、第3期計画等と同様に、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、子ども・子育て会議において報告し、公表いたします。

また、概要版に記載がございませんが、今後各事業を実施していく中で、当初の見込みと実績が大きく乖離した場合に、必要に応じて見直しを行うこととしています。

こども政策課からの報告は以上でございます。

松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>「船橋市こども計画の概要版」に基づきながらご説明いただきましたが、何かご質問ありますでしょうか。この計画づくりのときには、意見聴取というのは、どのような意見が出てきたのでしょうか。お聞かせいただけますか。</p>
こども政策課長	<p>こども政策課長です。</p> <p>「子ども・子育て会議」を4回実施いたしました。子ども・若者ということで、いろんな年齢に応じて様々な支援、それが年齢というところで、崩れてしまわないようにという形でどういった取り組みがあるかどうかという、そういった形のご意見がございました。</p> <p>また、意見聴取ということで、12月から1月14日まででパブリックコメントを実施いたしました。その中での意見は、具体的な事業の中身についてのご意見でしたので、計画内容の変更等はしませんでした。が、やさしい版について、「子ども・若者の相談窓口」について、「17時以降に利用できる窓口を紹介して欲しい」とのご意見がございましたので、今回このやさしい版に関しまして、「24時間子供SOSダイヤル」を載せてございます。</p> <p>申しそびれましたが、やさしい版につきましても、「子ども・若者」ということで、0歳から原則29歳までが対象の年齢になってくるのですが、若者に計画内容をわかりやすく伝えるために作成しております。以上でございます。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>どうぞ。</p>
杉川委員	<p>杉川でございます。</p> <p>1点だけ教えていただきたいのですが、現状から見える課題と取り組みのところで、現状から見える課題に対して取り組みが一致していない部分が気になるのと、取り組みが抽象的すぎると思うのですが、具体的な施策とかは考えていらっしゃるのでしょうか。</p>
こども政策課長	<p>こども政策課長です。</p> <p>基本施策は12までございますので、本編の96ページところにある現状から見える課題については、基本施策1から11に関しては令和5年度に、基本施策12に関しては令和6年度に実施したアンケート調査を見て、整理させていただいております。</p> <p>12においては、97ページで、現状について、子ども・若者がど</p>

	<p>のような手段でこちらに意見を伝えたいかということで、様々な方法でLINE、Xや学校で答えるアンケートとか、いろんなものがございました。</p> <p>98ページのところでは、相談窓口に関しまして、「利用したいと思う」、「どちらかといえば利用したいと思わない」「利用したいと思わない」という、様々な理由がございました。</p> <p>そこで今回課題というのを、まずこども・若者を権利の主体として尊重するというところで、現状の中で、こども・若者については、XやLINEやチャットそういったところの利用が高かったということから、意見聴取については・・・。</p>
杉川委員	<p>質問の趣旨がちょっと伝わらなかったようなので、途中ですが失礼します。いろいろ現状から見える課題とその取り組みについて書かれている中で、課題に対して取り組みが対応していない項目がたくさんあると思います。この課題の解決に向けた取り組みというのが基本的な取り組みになると私は思うのですが、具体的な施策を考えてらっしゃるんですね。この場で説明していただく時間はないので、具体的な施策があるかないかだけのご回答いただければ結構なのですが。</p>
こども政策課長	<p>失礼いたしました。</p> <p>こども政策課長です。</p> <p>現状から見える課題への取り組みという整理をさせていただきまして、本編の中で具体的な事業の方を記載させていただいております。</p>
杉川委員	<p>あるということによろしいですね。</p>
松崎委員長	<p>その他、何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>私、いのちの電話の理事をしまして、電話を直接取っているわけではなく、報告を聞いているのですが、電話だけではなくLINEやSNSなどの新しい手段でも相談がきています。その中には、小学生からの相談もあって、いのちの電話にまでかけてくるお子さんがいるということです。こどもの自殺というのは、大きな問題となっていて、心理的、精神的にも危機的なお子さんもいらっしゃるということです。ぜひそういったところも対応していただきたいと思います。</p> <p>その他何かありますでしょうか。</p> <p>続きまして、「船橋市児童福祉審議会の設置について」、こども政策課から報告をお願いいたします。</p>

こども政策課長	<p>こども政策課長です。</p> <p>「船橋市児童福祉審議会の設置について」、資料4-4-1に従いまして、ご説明いたします。</p> <p>令和8年7月に船橋市は児童相談所設置市となります。これに伴い、児童福祉法等に規定される児童の権利擁護、里親の認定、児童福祉施設等に関する事項を専門的に調査・審議するため、新たに「児童福祉審議会」を設置します。現行の社会福祉審議会児童福祉専門分科会を廃止し、その調査審議事項を児童福祉審議会で引き継ぎます。</p> <p>児童福祉審議会には、4つの部会を設ける予定であり、そのうち「施設部会」が、社会福祉審議会児童福祉専門分科会がこれまで調査審議してきた事項を引き継ぎます。</p> <p>現在、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員の皆様には、児童福祉審議会の委員として施設部会の所属としていただき、引き続きご協力をお願いしたいと考えております。体制の変更でございますが、何卒ご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。説明は以上になります。</p>
松崎委員長	<p>これまで社会福祉審議会の管轄にありました児童福祉専門分科会の審議事項をこの新しい船橋市児童福祉審議会の方に移すと。それからその関わる委員の方も全部そちらの方に移行していただくということですので、よろしくご説明いたします。</p> <p>何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>何人ぐらいの方が委員として児童福祉審議会の方へ移るのでしょうか。どうぞ。</p>
こども政策課長	<p>こども政策課長です。</p> <p>予定ではございますが、施設部会は14名です。</p>
松崎委員長	<p>わかりました。</p> <p>14名の方が新たにこちらの児童福祉審議会の方に移行するということになります。</p> <p>続きまして、「船橋市社会福祉審議会条例の改正について」、福祉政策課から報告をお願いいたします。</p>
福祉政策課長	<p>福祉政策課長斎藤でございます。</p> <p>資料4-5-1をご覧ください。</p> <p>「船橋市社会福祉審議会条例の改正について」でございます。</p> <p>まず、「1 改正の理由」でございます。先ほどこども政策課長から説明がございましたとおり、児童福祉審議会が新たに設置され、社会</p>

	<p>福祉審議会児童福祉専門分科会が廃止されますので、現行の条例に規定されている児童福祉に関する部分を除くものでございます。また、委員の定数につきましては、これまで条例の中に規定はございませんでしたが、今回の機会に明記することといたしました。</p> <p>「2 改正内容」でございます。設置の根拠から認定こども園法第25条に係る部分と、調査審議事項の特例を削除いたします。また、委員の定数を定めるため、委員23人以内と規定いたします。</p> <p>今後の社会福祉審議会の審議事項につきましては、民生委員の適否の審査に関する事項、身体障害者の福祉に関する事項等となります。条例の施行につきましては、児童福祉審議会条例と同じ令和8年7月1日に施行する予定でございます。</p> <p>条例についての報告は以上でございます。</p>
<p>松崎委員長</p>	<p>ただいまのご報告について、何かご質問ありますでしょうか。</p> <p>次に新審議事項に入ります。「船橋市社会福祉審議会運営要綱の改正」についてです。当要綱の改正に当たっては、船橋市社会福祉審議会条例第6条の規定により、委員長が審議会に諮って定めることとなりますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>改正内容については、事務局である福祉政策課から説明をお願いいたします。</p>
<p>福祉政策課長</p>	<p>引き続きまして福祉政策課長でございます。</p> <p>資料5-1-1をご覧ください。</p> <p>「船橋市社会福祉審議会運営要綱の改正について」でございます。</p> <p>「1 改正の理由」でございますが、先ほど説明いたしました社会福祉審議会条例同様、児童福祉審議会の設置に伴い、現行の船橋市社会福祉審議会運営要綱に規定されております児童福祉に関する部分を除きました。その他、要綱全体の構成等を見直し、全部改正としたところでございます。</p> <p>「2 改正内容」でございます。</p> <p>児童福祉に関する記述を削除し、要綱全体の構成や文言の調整を行いました。児童福祉に関する事項以外の内容の変更は、これまでどおりでございますので、なしというところでございます。</p> <p>この要綱の施行につきましては、児童福祉審議会条例と同じ令和8年7月1日に施行をする予定でございます。</p> <p>続きまして資料5-1-2が、要綱の改正案となります。新旧対照表をつけていないので、どこがどう変わったというところはちょっと一瞬では見えにくいのでございますが、要綱の中から児童福祉に関することが、全て削除させていただいた。民生委員のことと身体障害のことにに関してだけ規定をさせていただいているという内容になって</p>

松崎委員長	<p>おります。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>このことについて、特に質問ありますでしょうか。</p> <p>それでは、これは審議事項となりますので、委員長として改正を提案しておりますが、何かご意見なければ賛成ということよろしいでしょうか。</p>
他委員	<p>はい。</p>
松崎委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の審議を終了いたします。議事の円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。事務局から連絡事項等がございましたらお願いいたします。</p>
事務局(福祉政策課長補佐)	<p>委員長ありがとうございました。</p> <p>事務局からは2点ご報告がございます。</p> <p>1点目は、社会福祉審議会委員の皆様の報酬についてでございます。</p> <p>今回、令和7年度につきましては9,800円でございますが、令和8年度より13,000円に変更となります。</p> <p>2点目でございますが、本市では令和8年度より、社会福祉士を目指す学生の実習の受入れを開始いたします。社会福祉士は、福祉サービスの提供に欠かせない資格となっており、その役割は今後ますます重要になると考えております。この実習受入れにより、社会福祉士の育成に寄与するとともに、市としましても、将来的な人材の確保に繋がると期待しております。</p> <p>最後になりますが、本日の会議録は、事務局で案を作成次第、委員の皆様にご確認いただいて、確定させる予定ですので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上となります。</p> <p>皆様、本日はありがとうございました。</p>